

第15号議案

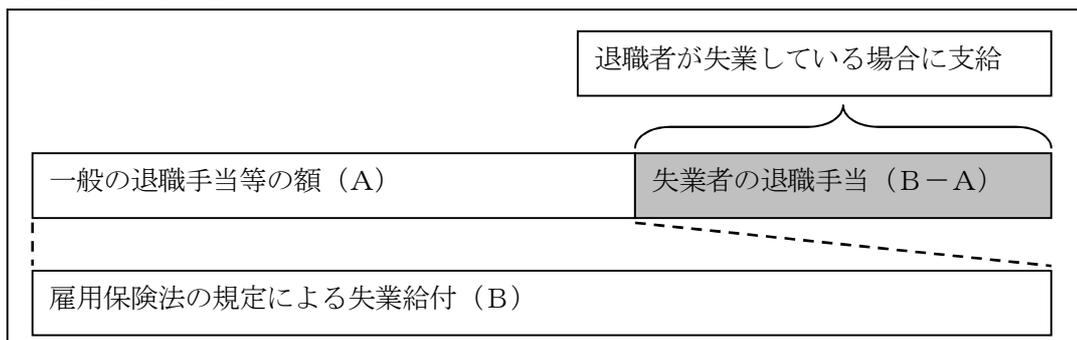
職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

- (1) 雇用保険法の一部改正（令和7年4月1日）により、失業等給付における就業手当が廃止されることに伴い、失業者の退職手当（※1）について定めている本条例第13条等について、所要の改正を行う。

※1 失業者の退職手当（第13条）

職員としての在職期間が短い場合など、退職手当の額が雇用保険法の規定による失業給付の額に満たない場合に、その差額を失業者の退職手当として区が支給するもの。



- (2) 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定の整備を行う。

2 改正内容

- (1) 雇用保険法の改正による規定整備

①就業手当の廃止による規定整備

雇用保険法における就業手当（※2）が廃止されることに伴い、それに相当する部分について、文言の削除および整備を行う。

※2 就業手当

受給資格者が職業に就いた場合であって、基本手当の所定給付日数の一部を残して就業した場合に支給される手当。

②地域延長給付期間の延長

雇用保険法の改正により、地域延長給付（※3）が2年間延長されることに伴い、これに準じた規定について、同様にこれを2年間延長する改正を行う。

※3 地域延長給付

雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者（離職者）に対して、所定給付日数を超えて基本手当が延長される制度。

（2）刑法改正に伴う規定整備

刑法の改正により、懲役・禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることに伴い、条文中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

3 施行期日

（1）雇用保険法改正に伴う規定整備

令和7年4月1日

（2）刑法改正に伴う規定整備

令和7年6月1日

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	現行
<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (第1項から第7項省略)</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) <u>安定した職業に就いた者</u> 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(第5号および第6号省略)</p> <p>(第9項から第11項省略)</p> <p>12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第8項の規定の適用については、<u>雇用保険法第56条の3第1項第1号に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当について同条第4項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</u>分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</p> <p>(第13項および第14項省略)</p>	<p>(失業者の退職手当)</p> <p>第13条 (第1項から第7項省略)</p> <p>8 第1項、第3項および第5項から前項までに定めるもののほか、第1項または第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費または求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。</p> <p>(第1号から第3号まで省略)</p> <p>(4) 職業に就いた者 雇用保険法第56条の3第3項に規定する就業促進手当の額に相当する金額</p> <p>(第5号および第6号省略)</p> <p>(第9項から第11項省略)</p> <p>12 第8項第4号に掲げる退職手当の支給があつたときは、第1項、第3項または第8項の規定の適用については、<u>次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第1項または第3項の規定による退職手当の支給があつたものとみなす。</u></p> <p>(1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数</p> <p>(2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当</u> 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数</p> <p>(第13項および第14項省略)</p>

改正後	現行
<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第2項から第4項まで省略)</p> <p>5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。)または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(第3号省略)</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(退職後<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>	<p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第17条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>(1) 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第2号から第4号まで省略)</p> <p>5 第1項または第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(第1号省略)</p> <p>(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴または行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合および無罪の判決が確定した場合を除く。)または公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日または当該公訴を提起しない処分があつた日から6月を経過した場合</p> <p>(第3号省略)</p> <p>(第6項から第10項まで省略)</p> <p>(退職後<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)</p>
<p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退</p>	<p>第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退</p>

改正後	現行
<p>職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(第2号および第3号省略)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(第2号および第3号)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (第1項から第3項まで省略)</p>	<p>職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号または第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情および同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部または一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(第2号および第3号省略)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職をした者の退職手当の返納)</p> <p>第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第13条第3項または第6項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条および第21条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合には、これらの規定により算出される金額（次条および第21条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部または一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたとき。</p> <p>(第2号および第3号)</p> <p>(第2項から第6項まで省略)</p> <p>(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)</p> <p>第21条 (第1項から第3項まで省略)</p>

改正後	現行
<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>（第5項から第8項まで省略）</p> <p>付 則</p> <p>第9条 <u>令和9年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する</p>	<p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部または一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>（第5項から第8項まで省略）</p> <p>付 則</p> <p>第9条 <u>令和7年3月31日</u>以前に退職した職員に対する第13条第7項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条までおよび附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの」とあるのは「</p> <p>イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であつて、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、区長が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの</p> <p>ウ 特定退職者であつて、雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、区長が同法第24条の2第1項に規定する</p>

改正後	現行
<p>指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。</p>	<p>指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認められたもの（アに掲げる者を除く。） 」とする。</p>
<p><u>付 則</u></p>	
<p>1 <u>この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。</u></p>	
<p>(1) <u>第13条第8項第4号および第12項ならびに付則第9条の改正規定ならびに次項の規定 令和7年4月1日</u></p>	
<p>(2) <u>第17条第1項第1号および第5項第2号、第18条の見出しおよび同条第1項第1号、第19条第1項第1号ならびに第21条第4項の改正規定ならびに付則第3項および付則第4項 令和7年6月1日</u></p>	
<p>2 <u>改正後の第13条第8項第4号（同条第9項において準用する場合を含む。）および同条第12項の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であって令和7年4月1日以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であって同日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。</u></p>	
<p>3 <u>令和7年6月1日前に犯した刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後の第17条第1項および第5項、第18条第1項（第1号に係る部分に限る。）ならびに第21条第4項ならびに職員の退職手当に関する条例第21条第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。</u></p>	
<p>4 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。</u></p>	